令和８年度

第１回　学校運営協議会

～はりはらの会～

始業式、入学式の様子　４月

令和８年５月 21 日（木）　午前 10 時 00 分から

浜松市立曳馬小学校

令和８年度　第１回　曳馬小学校運営協議会　～はりはらの会～

１　日　時　　令和８年５月 21 日（木）　午前 10 時 00 分～11 時 30 分

２　会　場　　曳馬小学校　多目的室

３　内　容
１　会長挨拶
２　校長挨拶
３　自己紹介
４　副会長の指名
５　浜松市学校運営協議会規則確認
６　議長の選出
７　前回会議録確認
８　熟議
（１）「令和８年度　学校運営の基本方針」について（校長）
（２）「いじめ防止のための基本方針」について（校長）
（３）「夢育やらまいか事業」について（教頭）
９　報告
（４）「学校支援の在り方」について（主幹）
（５）昨年度の活動の報告（会長）
10　連絡
（１）次回　７月 24 日(金)　午後２時 00 分～３時 30 分
（２）次回の熟議内容の確認
（３）次回の議長の選出

令和８年度　第１回　曳馬小学校運営協議会　～はりはらの会～

１　日　時　　令和８年５月 21 日（木）　午前 10 時 00 分～11 時 30 分

２　会　場　　曳馬小学校　多目的室

３　内　容
１　会長挨拶
２　校長挨拶
３　自己紹介
４　副会長の指名
５　浜松市学校運営協議会規則確認
６　議長の選出
７　前回会議録確認
８　熟議
（１）「令和８年度　学校運営の基本方針」について（校長）
（２）「いじめ防止のための基本方針」について（校長）
（３）「夢育やらまいか事業」について（教頭）
９　報告
（４）「学校支援の在り方」について（主幹）
（５）昨年度の活動の報告（会長）
10　連絡
（１）次回　７月 24 日(木)　午後２時 00 分～３時 30 分
（２）次回の熟議内容の確認
（３）次回の議長の選出

学校運営協議会出席者名簿

学 校 運 営 協 議 会 委 員

会　長	飯尾　忠弘
委　員	川井　啓介
委　員	中村　佐知枝
委　員	戸田　京子
委　員	荒巻　太枝子
委　員	鈴木　香代
委　員	山田　佳乃

オブザーバー

曳馬協働センター主任	伊藤　成明

学　校

校　長	藤井　隆志
教　頭	古橋　孝文
主幹教諭（ＣＳ担当）	鈴木　謙誌
CSディレクター	内堀　邦子

今年度の計画（予定）

第１回　学校運営協議会　５月 21 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 30 分
熟　議
（１）令和８年度　学校運営の基本方針」について（校長）
（２）「いじめ防止等のための基本方針」について（校長）
（３）「夢育やらまいか事業」について（教頭）

第２回　学校運営協議会　７月 24 日（金）午後２時 00 分～３時 30 分
熟　議
（１）「学校経営評価」について（校長）
（２）「教育課程」について（主幹）

第３回　学校運営協議会　10 月 30 日（金）午後２時 00 分～３時 30 分
熟　議
（１）「学校評価」について（校長）
（学校運営協議会自己評価アンケート送付　12 月末〆切）

第４回　学校運営協議会　２月５日（金）午後２時 00 分～３時 30 分
熟　議
（１）「学校関係者評価」について（主幹）
（２）「来年度の学校運営の基本方針」について（校長）
（３）「学校運営協議会自己評価」について（会長）

※現時点の予定です。今後、変更になる場合があります。

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年８月２９日
浜松市教育委員会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４７条の５の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象学校　協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。

(2) 校長　対象学校の校長（園長を含む。）をいう。

(3) 児童生徒　対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。

(4) 保護者　児童生徒の保護者をいう。

(5) 地域住民　対象学校の所在する地域の住民をいう。

(6) 地域住民等　地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

（目的）

第３条　協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

（設置）

第４条　教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が２以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、２以上の学校について一の協議会を置くことができる。

２　教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（協議会の役割）

第５条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 対象学校の運営に関すること。

(2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。

(3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2　協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（対象学校の運営に関する基本的な方針の承認）

第６条　校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2　校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

（対象学校の運営等に関する意見の申出）

第７条　協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2　協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3　協議会は、前２項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

（対象学校の運営等に関する評価）

第８条　協議会は、毎年度１回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成２年浜松市教育委員会規則第６号）第２１条第３項、浜松市立小中学校管理規則（昭和３２年浜松市教育委員会規則第１号）第３３条第３項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和３２年浜松市教育委員会規則第３号）第４０条第３項に規定する評価を行わなければならない。

2　協議会は、毎年度１回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3　前２項の評価について必要な事項は、別に定める。

（委員）

第９条　協議会は、委員１０人以内で組織する。ただし、第４条第１項の規定により２以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員１５人以内で組織することができる。

2　校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前３号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3　委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4　委員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第１０条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（委員の解任）

第１１条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

２　校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

３　教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第１２条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第１３条　協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第１４条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

（会議の公開）

第１５条　協議会の会議は、公開とする。

２　議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

３　議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

（研修）

第１６条　教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第１７条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

２　教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

３　教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

（細目）

第１８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年度　第３回　曳馬小学校運営協議会　会議録（要点記録）

1　開催日時　　令和８年２月６日（金）　午後２時 00 分から午後３時 50 分まで
2　開催場所　　曳馬小学校　多目的ホール
3　出席委員　　飯尾忠弘、荒巻太枝子、中村佐知枝、戸田京子、鈴木香代、山田佳乃
4　欠席委員　　川井啓介
5　学　　校　　藤井隆志（校長）、古橋孝文（教頭）、鈴木正委（ＣＳ担当職員）
　　内堀邦子（ＣＳディレクター）
6　教育委員会　　清水　悠（学校・地域連携課）
7　傍聴者　　３人
8　会議録作成者　　内堀邦子（ＣＳディレクター）
9　議長選出
　司会から議長の選出について委員に意見を求めたところ飯尾会長を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。
10 協議事項
（１）「学校関係者評価」について
（２）「来年度の学校運営の基本方針」について
（３）「学校運営協議会自己評価」について
（４）「学校支援活動」について

11 会議記録
　司会の古橋教頭から、委員総数７人のうち６人の出席があり、過半数に達しているため会議が成立している旨の報告があった。

（１）学校関係者評価について（鈴木主幹教諭・藤井校長）
　議長の指示により、鈴木主幹教諭から資料に基づき、児童・保護者・教職員による学校関係者評価アンケートの結果分析と改善方針について説明があった。
- 児童・教職員の評価はほぼ全項目で向上し、学校運営の安定がうかがえる。
- 保護者評価が低下しているが、今年度から「分からない（評価不能）」の選択肢を増やした影響と考えられる。
- 生活項目では昨年度課題であった「挨拶・言葉遣い」で改善傾向が見られる。課題は「学習面」であり、特にタブレット端末の活用状況が保護者に伝わりきっていない点が挙げられる。

委員から以下の発言があった。
- タブレット端末はどの程度、家庭に持ち帰っているのか。（荒巻委員）
- タブレット端末を家庭に持ち帰っているが、親は具体的に何を学習しているのか確認していない。（山田委員）
- アンケート結果の数字に表われていない狭間にいる子供を救い上げていくことも大事。子供と親のコミュニケーションが不足しがちな現状を地域やＰＴＡで認識し、改善していく必要がある。（戸田委員）
- 高学年は持ち帰りの頻度は高い。中学年は週末のみ持ち帰り、低学年は希望者が長期休みに持ち帰る程度である。タブレットでの課題は子供だけで完結することが多く、親が関わる場面が少ないのが実態である。（鈴木主幹教諭）
- 今年度はブログ等で学校活動の発信は強化しているが、アクセス数は全世帯の１/３

程度。今後効果的な周知が必要。学校経営方針もＰＴＡへ発信していく。（藤井校長）
- 子供の安全を守る視点からも地域と学校の情報共有をさらに密にしたい。（中村委員）

協議の結果、学校経営評価について全員異議無く承認した。

（２）「来年度（令和８年度）の学校運営の基本方針」について（藤井校長）
藤井校長より、資料に基づき令和８年度の学校経営方針（案）、グランドデザイン（案）とキーワード「のびやか」についての説明があった。
キーワードを「のびやか」とし、「自分らしく」「互いを認め合う」「やってみたい思い」「自ら動く」姿を目指す。非認知能力（自信、思いやり）を土台とし、特別活動での主体性を教科学習につなげていく。「やりたいこと（やってみたいこと）」に挑戦するための３つの約束（好きなことをする、自分からする、人のためになることをする）を掲げ、令和７年度からの方針は継続していく。

委員から以下の発言があった。
- 令和８年度は今年度のものと融合した経営方針。（飯尾会長）
- 非認知能力（主体性）を育てるには家庭との連携が不可欠。親の意識転換も促す必要がある。そこをどのように伝えていくか。（荒巻委員）
- 今の子供たちは自信をもちにくい傾向がある。大人が肯定的に関わり、成功体験を積ませることが重要。ＡＩは否定をしないことから、チャットＧＰＴ等に依存しすぎてしまうことが社会問題になっている。幼児期から主体性を持たせ、自己肯定感を育てていく必要がある。（飯尾会長）
- 昨年度に大幅な経営方針の変更があり、表現が抽象的だと感じたが、今回の説明で理解できた。（戸田委員）
- 家庭での役割を教えて欲しい。（山田委員）
- 学校経営方針（案）を４月までにさらに磨き上げて完成させ、次回説明して欲しい。（飯尾会長）

協議の結果、来年度の学校経営方針について全員異議無く承認した。

「いじめ防止基本方針」の改定について（藤井校長）
藤井校長より、資料に基づき令和７年度からの改定箇所について説明があった。
- トラブル発生時、原則として子供が帰宅する前に保護者へ連絡することを明記する。
- 子供が嫌な気持ちを引きずらず、スッキリした状態で登下校できるよう組織的に対応する。
- 本校独自のフローチャートを作成し、教職員間の対応を具体化する。
- 軽微ないじめを学校に相談できるようにしている。学年が上がるにつれて大きくなりがちないじめを初期に対応している。

（３）学校運営協議会自己評価について（飯尾会長）
飯尾会長より資料に基づき学校運営協議会自己評価について説明があった。
項目１「学校運営の基本方針について熟議すること」についての自己評価は概ね高評価であった。
項目２「学校支援活動について熟議を進めることができたか」についての自己評価は、８月の運営委員会が中止になり、支援活動についての熟議がアンケート後になってしま

ったため、評価が低くなった。
　項目３「協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか」については、委員から以下の質問があった。

- 誰がどのように情報発信することを目指すのか教育総務課から教えてほしい。（戸田委員）
- ＣＳだより、ＰＴＡへの発信、委員の身近な所への発信を想定している。（教育総務課）
- 目標値が分かっていなかったため、厳しい評価をした傾向がみられた。（飯尾会長）

　項目４「今年度の評価を踏まえた来年度の目標」については、出た意見を基に定めた来年度の目標について確認をした。

　協議の結果、学校運営協議会自己評価について全員異議無く承認した。

（４）「令和８年度 学校支援活動（ボランティア）」について（鈴木主幹教諭）
　鈴木主幹教諭より、次年度のボランティア実施計画と募集案について以下の説明があった。

- 学校のニーズに基づいた地域連携を大前提とする。
- 学習支援（家庭科の調理・ミシン、算数、書写）、図書室整備、環境整備、クラブ活動等の支援を想定。
- ３月にボランティア登録の案内を配布・回覧し、新年度からのスムーズな活動開始を目指す。

　委員から以下の発言があった。

- ボランティアの回数や人数について知りたい。（飯尾会長）
- 内容、回数、人数は別紙のとおり。クラブ活動の支援は、地域の方の特技を活かしやすい。募集の際に具体的な内容を提示できるよう調整したい。（鈴木主幹教諭）

　協議の結果、令和８年度 学校支援活動（ボランティア）について全員異議無く承認した。

その他報告事項等

- 夢育やらまいか事業の予算について。地域連携を目的とした曳馬小学校地域連携表の作成、ボランティアへの飲料用お茶代等、適正に予算を執行している旨の報告があった。監査は２月末に行われる。
- ＣＳ委員研修会（オンライン）の案内について。２月 25 日(水) 14:00～ 曳馬小にて実施。
- 次回会議は、５月８日(金)10:20～11:30。その前に１年生を迎える会の参観を行う旨の報告があった。
- 次年度（令和 8 年度）の会議予定：
  第１回： ５月 ８日(金)午前（９時 20 分から１年生を迎える会の参観含む）
  第２回： ７月 24 日(金)午後
  第３回：10 月 30 日(金)午後
  第４回： ２月 ５日(金)午後

（様式１）

学校番号　（小）・中　１３　）

令和７年度　学校運営協議会自己評価表

浜松市立（　　曳馬小　　）学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

・地域や保護者との連携をさらに深め、学校行事や学習活動に地域の力を生かす体制を整える。

＜評価項目１＞　学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒　（ア）よくできた　　イ　できた　　ウ　あまりできなかった　　エ　できなかった

（理由）

・現状・目標・手立てが明確に示されたことで、委員や教職員、子供にとっても分かりやすい方針となり、学校が目指す方向性への理解が深まったから。

・協議会での熟議が、子供たちが主体的に運営する運動会などの成果につながり、教育目標である「よろこびをつくりだす」姿として具現化されたから。

＜評価項目２＞　承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒　ア　よくできた　（イ）できた　　ウ　あまりできなかった　　エ　できなかった

（理由）

・「目指す子供の姿」を軸に地域の役割を議論したことで、支援の重要性や協力体制の必要性について共通認識をもつことができたから。

・算数ボランティアなどの成果はあったが、協議中止の影響もあり、学校教育目標と支援活動を連動させた具体的な熟議や、学校が真に求める支援の実践には至りきらなかったから。

＜評価項目３＞　協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒　ア　充分に行った　（イ）行った　　ウ　あまり行わなかった　　エ　行わなかった

（理由）

・自治会、ボランティアグループ、放課後児童会、就学前施設など、それぞれの足場を活かして学校の改革姿勢やコミュニティ・スクールの活動を周知した。

・ＰＴＡ全体への周知には課題が残ったものの、花壇水やりボランティアの募集に反応があるなど、発信が具体的な協力行動につながる手応えを得られた。

＜評価項目４＞　今年度の評価を踏まえた来年度の目標

・学校支援コーディネーターの選任・配置を検討するとともに、ＰＴＡ活動の変化を見据え、地域住民がより参加しやすくなるような活動事例の周知や仕組みづくりを推進する。

・学校の取組や子供たちの生活実態をより深く把握し、児童・保護者のニーズに合致した地域独自のサポート体制を具体化・強化していく。

令和８年度　浜松市立曳馬小学校　グランドデザイン

◆学習指導要領　「生きる力　学びの、その先へ」
- ◆社会に開かれた教育課程
- ◆生きる力の育成
- ◆資質・能力の三つの柱
- ◆カリキュラム・マネジメント
  - ・主体的・対話的で深い学び
  - ・個別最適な学び、協働的な学び

◆第4次浜松市教育総合計画《 2025(令和7)年度～2034(令和 16)年度 》

基本理念　描く夢や未来の実現

◎ 主体性　◎ 多様性・包摂性　◎ 信頼・協働

・自分らしさを大切にすることも　・他者と協働し、主体的に行動できることも
・自己調整しながら、粘り強く取り組むことも

【曳馬中校区が目指す子供の姿】 夢と希望と勇気をもって生きる子供　〈重点〉・生活習慣　・節度節制

学校教育目標

未来をえがき　のびやかに学ぶ　曳馬っ子

自分らしく　やってみたい思い　互いを認め合う　自分で動く

目指す子供の姿

「やってみたい」に進んで挑戦する子

◇ 特別活動
- ◦自発的、自治的で創意工夫あふれる活動や行事の充実
- ◦学級、学年を超えてつながる より良い人間関係づくり

○ のびやかに学ぶ子（校内研修）
「やりたい・やってみたい」を実現する
- ・力点　探究的な要素を持つ学習指導の充実
- ・視点　教師の指導性の発揮

「学習推進」

◇よろこび学習（総合的な学習の時間） 生活科
- ◦探究的に取り組む「よろこびタイム」
- ◦自立し生活を豊かにしていく「生活科」
  - ・活動や体験の重視
  - ・他教科や上学年との滑らかな接続

○　自他の「命」と互いの「良さ」を大切にする子

みんなが心地よい学校生活
- ・共感的、受容的な人間関係作り
- ・思いやり、規範意識の涵養
- ・いじめ防止基本方針に基づく対策・対応

温かで細やかな個別支援
- ・すべての子供が輝く学級、学年経営
- ・内心に寄り添う傾聴と気付きを与える言葉掛け

自他を大事にする健康・安全指導
- ・自律的な生活態度、習慣の定着
- ・命、心、体を守る知恵と術の習得

「安心安全」

→ これからを　えがく　◎目標を立て、進むべきプロセスを自ら選ぶ

【キャリアプランニング能力】

！ よろこびを　つくりだす
◎「やってみたい」を進んでかなえようとする

【課題対応能力】

キャリア教育

★ よさをのばす
◎自分のよさがわかり、自分を高める

【自己理解・自己管理能力】

＋ ちからをあわせる
◎互いの良さを活かし合い活動する

【人間関係形成・社会形成能力】

目指す学校像
○心身の安全が保障され、安心して生活できる学校
- ・危機管理の徹底（健康安全/防災/防犯/情報/いじめ）

○子供も教師ものびやかに学ぶ学校
- ・「やってみたい」への積極的な挑戦の称揚

○チームとして目的を共有し、共に考える学校
- ・社会に開かれた教育課程の具現化
- ・確かな情報共有と互いの強みを生かす役割分担

「見通し、風通しのよい職員室」

目指す教師像
○子供の良さや思いを大切にし、信頼される教師　○より良い指導・支援を求め合い、支え合う教師　○社会に目を向け、未来を考える教師

保護者の願い・地域の願い
○自分で考えて、粘り強く行動できる子　○自分の気持ちや考えを、自分の言葉で伝える子　○相手の気持ちを考えて、発言や行動ができる子
○自分や友達の良さを知り、互いを認め合える子　○友達や周りの人と、力を合わせて活動できる子

教科学習・よろこび 等 講師　SC ・ SSW 関係諸機関　学校運営協議会(はりはらの会)　地域の方々・団体　PTA・保護者ボランティア

チーム曳馬小

一人一人のウェルビーイング(Well-being)の向上を目指して
子供 ・ 教師 ・ 保護者 ・ 地域の方々 と ともに

「連携協働」

令和８年度　曳馬小学校　学校経営方針

R8. 4. 1

◇　学校教育目標　　未来をえがき　のびやかに学ぶ　曳馬っ子

◇　目指す子供像　　「やってみたい」に、進んで挑戦する子

・「！よろこびをつくりだす」…(進んで「やってみたい」を叶えようとする)
・「★よさをのばす」　　…(自分の良さが分かり、自分を高める)
・「＋力を合わせる」　　…(互いの良さを活かし合い活動する)
・「→これからをえがく」　　…(目標を立て、進むべきプロセスを自ら選ぶ)

１　令和８年度の指針

☆　第４次浜松市教育総合計画との整合性の検証

◎基本理念　　描く夢や未来の実現

〇主体性　　〇多様性・包摂性　　〇信頼・協働

※本校の活動や取り組みは、どのコンセプトを特に意識したものかを確認した上で実践する。

☆　教育活動の目標、目的の確認　学習推進　安心安全　連携協働

◎令和８年度の「キーワード」は「のびやか」

〇「のびやかな学びの姿(のびやかに学ぶ姿)」を明確にして、共有する。
→すべての教育活動につながる姿(目標)になる。

※「のびやか」
＝「自分らしく　やってみたい思い　自ら動く　互いに認め合う」

◎令和８年度の「目指す子供像」は「『やってみたい』に、進んで挑戦する子」

→「目指す子供像」を具現化する取り組みを積み重ねることが、学校教育目標の達成へ近づく拠り所となる。

〇学習(授業)等が、子供主体の活動であることを基本としているかどうかを再確認し、必要に応じて再構築する。
※「何のために」「なぜ」を、一つ一つの活動について押さえ直すことで子供主体の活動への見直しを図る。
※子供たちが出会う「ひと・もの・こと」に意識を向ける投げ掛けをする。

☆　キャリア教育の推進　学習推進　安心安全　連携協働

◎全活動の土台としての意識を持つことにより、子供観及び職員自身の自己理解を深める。

〇曳馬小の子供たちに育てたい「基礎的・汎用的能力」の共有化

※「曳馬っ子４つのめあて」の整理と確認

※グランドデザイン ⇒ 全体計画 ⇒ 年間指導計画につながりを

※育成の重点とする力の確認・検討

〇児童の成長と変容を見通した年間指導計画の見直し

※学年の児童に合わせた目標・活動の設定

〇キャリア・パスポートの効果的な活用

※「やりたいこと」を叶える特別活動を主軸に、総合的な学習の時間・生活科とともに

☆「★よさをのばす」「＋力をあわせる」を特に意識した指導と支援

…「自信」と「協働」　学習推進　安心安全　連携協働

〇「自信」を「もつ・深める」…　自分の良さと得意(自分らしさ)に気付き、誇りを抱く。

〇「互いに認め合う」…　他者との交流により「自信」を深める。

〇「協働」…　目標達成に向け「自分らしさ(良さ・得意)」を発揮する。

※「自己理解」の先に、「他者理解」と「認め合い」があることを意識して、子供一人一人の**「★よさをのばす」**の育成を図る。→それが**「＋ちからをあわせる」**の伸長につながっていく。

※自分への自信が深まり、他者との協働の意識が高まれば、それが「！よろこびをつくりだす」活動や取り組みの質が向上するとともに、「→これからをえがく」際に、より具体的に、より見通しを持った目標設定をすることができるようになる。

※友達の良さ、集団の良さに気付き、認め合えるような働き掛けを意識的に積み重ねる。

※特別活動での取組において、共感・協力・協働の場面がより多く必要となるように仕掛ける。基本は「みんなが納得する話合い」の積み重ね。真剣な話合いは「やりたい」という主体性が生み出すものであると捉え、より質の高い「話合い」を目指す。

※「よろこび学習(総合的な学習の時間)」・「生活科」においては、それぞれの児童が自らの思いを大切にしながら学びに向かうことにより、個の良さや持ち味が活かせる学習を進める。(「個別最適な学び」と「協働的な学び」)

※ピア・サポートや SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)の実践を取り入れ、教職員は、その考え方を基本にしてより良い人間関係づくりを進める。

☆　教科学習の充実　学習推進

〇資質・能力を確実に身に付ける授業改善

→資質・能力を育成する単元づくり

→「何のために」「なぜ」を明確にし、「やりたい・知りたい」があふれる教科学習

※　「主体的・対話的で深い学び」の実践を進める。

※　これまで進めてきた授業を、より「子供主体」となるように意識して再構築する。

※　「特別活動」及び「総合的な学習の時間」、「生活科」を核に据え、それらとのつながりを捉え、子供たちの学びの深まりと成長や伸長を図る教科横断的な学習への挑戦
※「社会とつながる学び」「将来につながる表れ」の意味付け・価値付け（キャリア教育）
※「教科担任制」の緩やかな実施

☆　地域とのつながりの見直し（保護者・地域とともに…ＣＳの有効活用）

連携協働

◎「相互利益」が生まれる関係(Win-Win)を目指した活動の推進
◎教員と学校運営協議会のつながりの構築
※教員の学校運営協議会への参加（ＣＳへの理解を深める第１歩に）
○ＰＴＡ、ボランティア、地域の方々と連携した人材活用　学習推進
○組織、担当の見直し、調整を進める。※令和９年度に第３期スタート（あせらず、あわてず）
※学校支援コーディネーターの選定、依頼

☆　積極的な教育実践や成果の発信　学習推進　連携協働
○保護者の教育活動への理解を深め、信頼・信用につなげる。
○活動の意図、学校や教師の願い、子供の育ちの伝達。
※アウトプットを意識した活動の立案、展開、子供の見取り、評価、振り返り　等
○保護者や地域のキャリア教育推進への理解と協力を図る。
○教師の力量アップに活用
※授業力、企画力、児童理解力、発信力、情報収集力　等
○分掌担当視点での発信（教務、生徒指導、特活、道徳、教科主任　等）
※職員各自が、様々な形で児童の育成や学校運営に寄与している意識を高める。

☆　タブレット等、教育機器の活用（教育の情報化）　学習推進
○情報モラル教育の充実　※タブレットの持ち帰り・活用
○「どの活動で」「何に」「どこで」「どのように」使えるか。
※さらなる情報収集、情報共有をする。先進校に学ぶ。
○教育活動を効果的・効率的に進めるための「ツール」の１つとして使う。
○「児童の力」を高めるだけでなく、「教師の力」も高まる活用を進める。
※「生成ＡＩ」を活用する実践についても、少しずつ意識を高めていく。

☆　継続探求　学習推進　安心安全　連携協働
○より効果的な形を目指して、できる範囲で実践を重ねる。
①評価（業者テストに頼らない方法）
②家庭学習（方法・内容　等）
③担任ローテーション
④縦割り活動（なかよし活動・委員会活動）
⑤スタートカリキュラム

☆　働き方改革の推進（早くても７時、遅くても７時）　連携協働

〇短時間でより良い成果を上げる方法の探求。（計画性、協力体制、優先順位等）

〇「思いやり（認め合い・支え合い・励まし合い・助け合い）」を基盤とした、「やりがい」と「働きがい」が感じられる業務遂行や職場の創造を目指す。

※踏ん張るべき時、力を入れるべき時は、必要に応じて協力体制を整えながら、全職員の総意と力を結集して緊急課題の解決に取り組めるチームを構築する。

３　令和８年度の教育方針（目指す子供の姿・重点目標）

「★よさをのばす」と「＋力をあわせる」の伸長に重点を置いた

キャリア教育　の浸透と充実を図りながら

「やりたいこと」に、進んで挑戦する子　を育むことを目指し

子供たちが　主体的・対話的で深い学び　を積み重ねていけるよう、

教科学習　と　特別活動　・よろこび学習（総合的な学習の時間）・生活科の往還を意識した

学習推進　を柱に

のびやか（自分らしく/やってみたい思い/互いを認め合う/自ら動く）な学びの姿を具現化する

教育活動を展開していく。

※「やりたいこと」…　まずは「自分のために」そして、「誰かのために」「みんなのために」
・みんな　…　子供、教職員、保護者、地域の方々　等　（チーム曳馬小）

※学校生活では、「やりたいこと」に進んで挑戦するための約束を、次の３点とする。
①好きなことをする。　②自分から進んでする。　③人のためになることをする。

4　教職員の心構え

☆一人一人のウェルビーイングの向上を目指す。
子供たちはもちろん、教職員自身、保護者、地域の方々等、子供たちに関わる全ての人それぞれのウェルビーイングの向上を意識し、追求していく。

◎　子供の特性やニーズを的確に捉えることで、その子の「自分らしさ」を受け止めるとともに、保護者の思いや願いを踏まえて、個に寄り添う教育をする。安心安全（発達支援教育の理念）

◎　全ての子供が、「自分は見守られ、支えられている」「自分は大切にされている」という安心感と、仲間や教職員のおかげで「頑張れた」「楽しい学びがあった」という満足感を得られる教育をする。学習推進　安心安全
※できるだけ単独ではなく、様々な活動や学年、人とのつながりを生かして満たしていく。
※子供を疑問、不満、悩み等、負の思いを抱えたままで下校させない。
※正しい規範意識に基づいた言動及び真の愛情と情熱が伝わる指導・支援を通して、子供に「信頼できる大人」として認められるよう努める。

◎子供たちが自他の命（体・心）を、自ら守れる力を育む教育をする。学習推進　安心安全
※子供自身の将来にわたる自律的な生活態度・習慣の定着を図る。
※子供が「自分の命を自分で守る」ための知恵とスキルを習得する。
※生涯にわたって運動に親しみ、健康への関心を深める体育的活動や保健学習の推進する。

◎　常に、専門性と指導力を磨き続けることで、一人一人の良さや能力を引き出し、確実に子供を伸ばす教育をする。学習推進　安心安全
※　科学的に、論理的に、計画的に
※　「いつ・どこで・だれを・なにで・どのように」伸ばすか？（「なぜ」の押さえも）
※　子供が「やりたいこと」を、教科学習はもちろん、特別活動や日常生活等の中で表出できるように仕掛けをし、その実現に向かうプロセスをサポートすることで、子供の「自己理解」や「他者理解」、「主体的な学び」へとつなげていく。
※　「互いを認め合う」ためには、まず「自分を大切に思えること」が大切。自己肯定感や自己有用感の構築・向上を図りながら、他者の良さに気付かせる取組を進めていく。

◎　カリキュラムマネジメントの視点から、自らの分掌や担当している活動の意義・役割を捉え、よりよい支援・指導を追求することで、「やりがい」が感じられ、互いを高め合う実践をする。（見通し、振り返り、つながり）　学習推進　安心安全　連携協働
※単独ではなく、様々な「ひと・もの・こと」とのつながりを意識して計画・実践する。

◎　関係諸機関との連携を密にすることで、それぞれの良さと持ち味を生かして、子供たちの環境をよりよく整える。　安心安全　連携協働

○ＩＣＴを活用することにより、教育の情報化とともに「個別最適な学び・協働的な学び」を機能させた質の高い教育を目指す。学習推進
※　計画的な情報モラル教育の推進　※　生成ＡＩの学びにおける可能性を探る
※　効果的・効率的な業務の推進（よりよい取組は共有し、組織としての力に変える）

令和７年度　曳馬小学校評価

Ⅰ　令和７年度の取組

【学 習 推 進】		
①資質・能力を確実に身に付ける授業改善 ・資質・能力を育成する単元づくり ・見方・考え方を働かせる深い学び ・個別最適な学びと協働的な学び	②自立し生活を豊かにしていく生活科 ・「知りたい、やってみたい」を実現する活動や体験 ・他教科や上下の発達段階の学びとの滑らかな接続 ②探究的に取り組む よろこびタイム ・問題解決的な活動が発展的に繰り返される探究学習の確実な実施 ・各教科で身に付けた資質・能力との関連付け	③子供主体の特別活動 ・自発的、自治的で創意工夫あふれる活動や行事の充実 ・学級、学年を超えてつながるよりよい人間関係づくり

【安 心 安 全】		
①みんなが心地よい学校生活 ・思いやり・規範意識の涵養と自尊感情の高揚 ・多様性、包摂性を大切にする学級風土の醸成 ・ＩＣＴリテラシーの向上 ・あいさつの習慣化	②自他を大事にする健康・安全指導 ・基本的生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯）の定着 ・命・心・体を守る知恵と術の習得 ・運動する楽しさを味わえる活動・環境の工夫	③温かで細やかな個別支援 ・児童の困り感をチームで解決する発達支援、登校支援 ・いじめ防止基本方針に基づく適切な対策・対応

【連　携・協　働】	
①地域・家庭との情報共有 ・保護者と共に考える教育相談 ・情報収集と情報活用 ・ＩＣＴ、地域回覧等によるタイムリーな情報発信	②コミュニティ・スクールの充実 ・目指す子供像、児童の実態の共有 ・地域・家庭の人的・物的教育資源の積極的な活用 ・学校支援コーディネーター、曳馬協働センターとの連携・協働

Ⅱ　自己評価　※「評価」は「そう思う」「ややそう思う」の割合　※「比較」は昨年度との比較

		児童の評価	比較	保護者の評価	評価不能	比較	教職員の評価	比較	自己評価の分析・考察
①探究・創造	進んで「知りたい」「やってみたい」をかなえることができる	88.6 %	1.5	83.3 %	4.3	2.1	88.8 %	10.7	【アンケートの結果より】 ・児童、教職員の評価は、ほぼ全ての項目で数値が上がった。安定した学校運営の結果と捉えらえる。一方、保護者の評価は、反対にほぼ全ての項目で下がった。これは、今年度より「評価不能」の選択肢を増やした影響が大きく出たと考える。 ・全体で見ると、生活の項目の数値が他と比べて高く、なかでも「規範意識」の数値が高い。昨年度、課題であった「あいさつ・言葉づかい」については改善が見られた。 ・全体で見ると、学習の項目の数値が他と比べて低い。ただし、昨年度よりも数値自体は上がっているものが多く、「のびやかな学び」をテーマに資質・能力の育成に取り組んできた成果とも言える。 【全国学力調査の結果より】 ・国語科・算数科・理科の３教科それぞれ全国平均を上回った。各教科「知識・技能」「思考・判断・表現」どちらも数値が高かった。 ・質問紙では、６割以上の項目で全国平均を上回る肯定的な回答が得られた。特に、「学習習慣」「自己有用感」「ＩＣＴを活用した学習状況」で肯定的な意見の割合が高かった。 【いじめ対応】 ・「いじめアンケート」を年３回実施し、いじめに対して積極的な認知をしている。生徒指導主任を中心に、早期発見、早期対応を心掛け、子供たちや保護者との共有ができている。
②自尊・個性伸長	自分のよさがわかり、自分を高めることができる	90.8 %	5.8	83.3 %	3.3	-7.6	92.6 %	2.0	
③協働・共生	友達や周りの人と力を合わせて活動することができる	90.3 %	2.7	86.8 %	4.3	-2.8	100.0 %	6.2	
④目標選択	目標を立て、進むべきプロセスを自ら選ぶことができる	87.0 %	-0.1	77.1 %	2.9	-1.0	80.7 %	18.2	
⑤学習	「勉強してよかった」「勉強はおもしろい」と思っている	86.0 %	6.7	62.4 %	4.8	-4.1	85.2 %	7.1	
⑥学習	自分の考えや思いをもち、それを表そう、伝えようとしている	85.4 %	0.6	81.2 %	0.8	-1.4	85.2 %	7.1	
⑦学習	学んだことを生活で生かしたり、さらに深く自分で調べたりしている	85.7 %	7.2	66.5 %	2.5	-3.1	81.5 %	15.9	
⑧学習	ルールやマナーを守り、タブレット型端末を学習に生かしている	97.3 %	4.3	79.3 %	5.8	-5.2	81.5 %	6.5	
⑨生活	学校では楽しく安心して生活している	94.2 %	6.6	92.1 %	2.3	-1.5	100.0 %	0.0	
⑩生活	学校の決まりや大人や友達との約束を守り、マナーよく生活している	96.5 %	4.1	88.2 %	2.1	-3.9	92.6 %	20.7	
⑪生活	気持ちのよいあいさつや返事、言葉づかいができている	92.3 %	4.5	77.1 %	1.9	-0.7	77.8 %	21.5	
⑫生活	早寝・早起き・食事など自分の健康に気をつけて生活している	88.0 %	4.5	78.1 %	0.4	-1.0	96.3 %	11.9	
⑬生活	自分から進んで運動や体力つくりに取り組んでいる	87.4 %	5.6	62.4 %	0.6	-4.1	88.9 %	10.8	
⑭教職員（姿勢）	先生方は子供たちのよさや頑張りを大切にしている	95.9 %	2.3	91.5 %	3.3	-3.9	100.0 %	0.0	
⑮教職員（姿勢）	先生方に安心して相談できる	85.7 %	3.3	89.0 %	3.7	-1.9			
⑯連携	学校と家庭は必要な情報が共有できている			80.0 %	3.3	-3.2	100.0 %	0.0	

ピンク色→数値の高いもの（５つ）　水色→数値の低いもの（３つ）

Ⅲ　今後の改善方針

◇教職員全体で「学校教育目標」を共有するとともに、「曳馬っ子　４つのめあて」を教育活動全般をとおして意識していく。
◇授業と実生活との接点を増やしたり、「よろこびタイム」「生活科」を活かして探究・創造的な学びをさらに進めたりする。
◇タブレット型端末を含めた子供たちの学習状況を保護者にも周知できるように工夫をする。
◇「自律」をテーマに、今後も子供たちが学習面、生活面ともに自分で考えて行動できるように支援をしていく。
◇「いじめアンケート」や「面談」を定期的に行い、今後もいじめの早期発見、早期対応に努める。その際は、児童、保護者、教職員、地域との連絡を密にして、組織としての対応をさらに意識していく。
◇学校ブログの閲覧数が増えるように、学年だよりや行事後に、さくら連絡網で呼び掛けをするなどし、周知を図る。

Ⅳ　学校運営協議会による学校関係者評価

◇タブレット端末の持ち帰り頻度は学年により差があるが、学習内容が子供のみで完結し、保護者が把握しにくい実態がある。今後は「何を学んでいるか」を家庭と共有する工夫が求められる。
◇良好な指標の影に隠れがちな「支援を必要とする子供」を救い上げる視点ももつべきである。特に親子間のコミュニケーション不足に対し、地域やPTAが連携して改善に取り組む必要がある。
◇いじめ対応を含め、健全な学校運営がなされている。子供の安全を守る視点から、学校と地域の情報共有をさらに密にし、防犯・安全体制を強固にしていくべきである。
◇学校ブログ等による発信強化は評価できるが、閲覧数は一部に留まっている。学校経営方針や活動内容が全世帯に確実に行き渡るよう、より効果的な周知方法を検討されたい。